

令和 5 年 第 9 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

令和5年第9回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和5年9月21日(木) 午後1時

1. 場 所 箕面市役所 本館2階特別会議室

1. 出席者 教 育 長 藤 迫 稔 君
代表教育委員 山 元 行 博 君
教育長職務代理者 高 野 敦 子 君
委 員 稲 田 滋 君
委 員 高 橋 太 朗 君
委 員 酒 井 康 生 君

1. 付議案件説明者

副 教 育 長 藤 村 彩 夏 君
兼子ども未来創造局長
子ども未来創造局 今 中 美 穂 君
担 当 部 長
子ども未来創造局 浅 井 文 彦 君
担 当 部 長
子ども未来創造局 藪 本 正 博 君
小中一貫教育推進監兼副部長
子ども未来創造局 金 城 忠 君
学 校 教 育 監
子ども未来創造局 濱 口 悟 君
担当副部長兼人権施策室長
子ども未来創造局 山 田 睦 美 君
担 当 副 部 長
子ども未来創造局 村 田 麻 子 君
担 当 副 部 長
子ども未来創造局 遠 近 高 明 君
担 当 副 部 長
教 育 政 策 室 長 乾 敬 一 朗 君
教 職 員 人 事 室 長 柴 田 大 君

児童生徒指導室長
子育て支援室長
保育幼稚園利用室長
保育・幼児教育センター長

高取貞光君
山根貴之君
福田浩子君
大上和代君

1. 出席事務局職員

教育政策室長補佐
教育政策室

竹内啓仁君
吉田友子君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 箕面市子育て支援求職者登録・情報提供事業実施要綱制定の件
- 日程第 4 箕面市民間保育所等大規模修繕等事業補助金交付要綱制定の件
- 日程第 5 箕面市通学区域審議会委員任命の件
- 日程第 6 箕面市通学区域審議会への諮問の件
- 日程第 7 箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会委員任命の件
- 日程第 8 箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会への諮問の件
- 日程第 9 箕面市教育委員会人事発令の件
- 日程第 10 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件
- 日程第 11 箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会への諮問の件
- 日程第 12 箕面市職員分限懲戒審査委員会への諮問の件
- 日程第 13 箕面市職員分限懲戒審査委員会への諮問の件
- 日程第 14 生徒指導の件

(午後 1 時開会)

○教育長（藤迫稔君）：ただ今から、令和 5 年第 9 回箕面市教育委員会定例会を開催いたします。議事に先立ちまして事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

○教育長（藤迫稔君）：ただ今の報告どおり、本委員会は成立いたしました。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、日程第 1 「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第 5 条第 2 項の規定に基づき、高野委員を指定いたします。

○教育長（藤迫稔君）：次に、日程第 2 「教育長報告」を行います。まずはじめに 3 点ご報告申し上げたいと思います。まず、学校の休校の状態なんですけれども、インフルエンザですとか発熱あるいは体調不良等で、多くの学校で学級閉鎖、学年閉鎖、並びに一つの中学校については学校閉鎖というような状況になっております。この状態が今しばらく続くと思われまので、学校現場には改めて注意喚起していきたいなというふうに思っています。これが 1 点目です。2 点目はすでに新聞等で報道されましたが、中学校の英語の弁論大会ということで、高円宮杯第 75 回全日本中学校英語弁論大会の大阪府大会がありまして、この中で箕面の中学校の生徒が 2 名、それぞれ知事賞、入賞ということで選ばれております。ここで報告したかったことは、我々はイングリッシュ・エクスプレッション・コンテストをやってるんですが、何年か前まではそれを小学校

の体育館でやっていたのを、教育委員さんのご意見で、できたら中学校あるいは他の場所であるということで、場所については今、船場の阪大を何とか協議して使わせていただけるということで定着して、場所はそれでいいんですけども、その時に合わせて、せつかくなれば次のステップに行ける大会の日程に合わせてすべきじゃないかということで、ご意見を受けた後で日程もずらして、次のステップにジャンプアップできるという日程にした経過がありまして、まさに今回、その中の入賞をされました1人の中学生がイングリッシュ・エクスプレッションからこの高円宮の大会に出るということでまさに実現したということが非常にうれしい。単に受賞したこともうれしいですし、皆さんの、教育委員さんの意見を聞いて、仕組みを変えてそれが目に見える成果であられたということで、非常にうれしいなというふうに思いまして、今日はぜひ報告させてもらいたいと思いました。3点目、これは9月8日に文部科学省のほうから、「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策」ということで緊急提言が出されております。協議会の中でももうすでに議論させていただきましたが、多岐にわたっていろいろなことが出てます。いわゆる学校教師が担う業務にかかる三分類、学校側が担うべきなのか、あるいは学校が担うけれども本当に教師が担うべきものなのか、というような分類のことでとか、授業時数のこと、学校行事の在り方の見直し、多岐にわたって提言されています。この提言の趣旨が、できるところからすぐにやろうというようなことなので、我々のほうでは今後検討を進めるにあたって、まず提言の内容はどうか、箕面市は今現状はどうか、何か課題があるのかないのか、そして今後それをどうしていくのか、ということをもた一覧表にまとめさせていただきますので、それをもって議論をしていただきたいというのと、来年度の予算に組み込むべきところについては、しっかり予算を要求していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。教育長関係ですが、箕面市議会の定例会が開催中です。昨日、決算審査が行われましたが、この中では点検評価の報告書のミスを経緯について、かなり厳しいご意見をいただいております。ごもつものことだというふうに思っています。我々は二度と同じようなことにならないようにしっかりやっていきますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。8月25日に寝屋川市のほうに視察に行つてまいりました。これはいじめの関係で、寝屋川市が市長部局でいじめの対応窓口の監察課という窓口を持っているということで、市長共々大人数で押しかけたわけですけども、なかなか話を聞いても、正直なところ私としてはイメージがもうひとつわいてなくて、その場では向こうも市長さんまで出てこられているので、余り細かいことを言うのも失礼かなというふうに思ひましたので具体的な質問は出来てないんですけども、ただその時にお願ひしたのは、もう少し個別事案について、動きが見えるフローチャートみたいなことでお話を聞かせてもらわないと、何か空中戦のようで、言わ

れてもどうも実感として、それで本当にできるのか、どうやってやるのか、というようなことなので、そのことだけをちょっと市長さんの前でお願いいたしまして、帰ってからうちの事務局のほうにも、ちょっと具体例をいろいろ出そうと。例えばこういういじめの場合はどう動くのか、こういう場合はどうかというような具体的なことを、また向こうのほうから提示いただいて、議論を深めていきたいなというふうに思ってます。9月15日には文教常任委員会さんとの分野別意見交換会ということで、向こうも恐縮してたんですが、緊急で、お声がけさせていただきました。「部活動の地域クラブ活動の今後の在り方について」ということで、一定の共有はできたと思っております。その中にも出てきましたが、もうちょっと地域住民、保護者以外の地域住民にも、今こういうことを取りかかっているんだよという説明会は、中学校に行っている対象の生徒の保護者だけじゃなくて、全体に、その地域にも協力してもらう、市民の方でもボランティアで協力をもらおうということもあるので、説明すべきではないかというごもっともなご意見ですので、そこについては取り組んでいきたいなというふうに思います。行事報告ですが、8月28日に始業式が行われました。9月9日、10日は、第31回青少年文化祭ということで、いつも思うんですけど、文化部の子どもたちをはじめ、皆生き生きと活動をしている姿が見られてよかったなと思います。9月17日、18日には第63回ジュニアソフトボール大会が行われました。年々チーム数は減ってくるというような厳しい課題を抱えながらも、参加してる子どもたちは一生懸命やっているなということで、稲田委員にもご出務いただきました。ありがとうございます。以上、教育長報告とさせていただきます。

○教育長（藤迫稔君）： 何かご質問・ご意見ございますか。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、議事に入ります前に、本日の日程のうち、日程第11、議案第55号「箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会への諮問の件」、日程第12、議案第56号「箕面市職員分限懲戒審査委員会への諮問の件」、日程第13、議案第57号「箕面市職員分限懲戒審査委員会への諮問の件」、日程第14、報告第76号「生徒指導の件」は、人事案件その他の案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開とし、当該案件を審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。皆様の総意により、当該案件については、非公開で審議することといたします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定に基づき、山元代表教育委員を指名し、ここからの議事進行をお願いいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： ただいまご指名いただきましたので、ここか

らの議事を進行いたします。

- 代表教育委員（山元行博君）： それでは、日程第3、議案第49号「箕面市子育て支援求職者登録・情報提供事業実施要綱制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育・幼児教育センター長に求めます。
- 子ども未来創造局保育・幼児教育センター長： 本件は、保育・幼児教育センターで実施している子育て支援員研修修了者で就労を希望する方と、市内の就学前保育施設を繋ぐ仕組みを作るため、要綱の制定をご提案するものです。保育・幼児教育センターでは、昨年度から、子育て支援員研修を実施しており、今年度も8月29日から10月4日、1月13日から2月17日の2回を実施予定で、研修修了者は子育て支援員として認められます。子育て支援員とは、保育士の資格はなくても、保育や子育て支援の分野の各事業などに従事する上で必要な知識や技術を習得したと認められた方のことです。午睡時間の寝かしつけであったり見守り、食事の補助、園庭での子どもの見守り、玩具のメンテナンス消毒などの保育の補助的役割を担う保育補助等の仕事に就くことができます。そこで、子育て支援員研修を修了し子育て支援員となった方で、就学前保育施設で働いてみたいと希望する方の情報を登録し、人材を求めている就学前保育施設にその情報を提供するものです。ホームページでもこの事業についてお知らせし、子育て支援員に限らず、就学前保育施設で働きたい方にご登録いただけるようにします。市は、登録いただいた情報をもとに、一部個人情報伏せた登録一覧を作成いたします。就学前保育施設には、来庁の上、その登録一覧をご確認いただき、採用したい登録者があれば、情報提供についてお申込みいただきます。市は登録情報を提供し、その後は就学前保育施設が求職者と直接連絡をとっていただく流れとなります。子育て支援員研修修了時には、参加者にこの事業について紹介し、登録を依頼いたします。その際、あわせて保育施設の求人情報についても情報を提供し、求職者からも就学前保育施設に連絡するようにする予定です。
- 代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員（稲田滋君）： 子育て支援員研修修了者だけではなくて、保育士等の資格の有無を問わず、市内の就学前保育施設での就労を希望する方も募集しているということですね。
- 子ども未来創造局保育・幼児教育センター長： そのとおりでございます。希望職種のところには、子育て支援研修だけでなく保育補助、その他、という項目等も設けまして、例えば園の前で少し道路の見守りをしてほしいとか、保育園、保育施設によっては、どのような場所で、どのような求人があるかというのはそれぞれのご事情かと思いますので、そのような方も登録していただいて、また求人していただくということになります。

- 委員（稲田滋君）：　　そういう方の仕事について、もうちょっと詳しくどんな内容の仕事をするのかというのを教えてください。
- 子ども未来創造局保育・幼児教育センター長：　　その他の方は、本当に保育施設が求めてらっしゃる方ということになると思いますので、このような仕事と限定するものではないかと思います。具体的に保育の園庭周りの清掃であるとか、保育資格がなくてもできる仕事ですので、清掃であるとか事務的な補助であるとか名簿の確認であるとか、そういったことになるかと思います。
- 子ども未来創造局保育幼稚園利用室長：　　先ほどの保育補助の内容なんですけれども、例えば園児がお散歩に行く時に付き添うお散歩要員であるとか、あとお昼寝の時の布団を用意したりたたんだり直したりという、保育士以外が行ういろんな業務が保育所にはございますので、そういったことを担っていただく方ということになります。
- 教育長（藤迫稔君）：　　ちょっと心配してることがあって、保育士さんと子育て支援員さんと保育補助者と言われる人の区別というか、実際に保育所もよく現場行きますけど、わあってなっている時に、それぞれがそれぞれの役割というのをきっちり認識してやらないと、例えば、私忙しいからちょっと、と言った時に、いやそれは保育士さんじゃないとだめじゃないかとかいうところが。学校なんて逆に言うとうわかりやすいです、教員か教員でないかというのは。お互いにわかっているし割と見えやすいんでね。教師がどこかに行った時に、この人がおもむろに授業するということは周りのほうも分かるし、本人もできるとかできないとかあるんですけど、ちょっと悩ましいがその線引きがあれなんで、そこはきっちりやるように施設に言っていかないと。ただ、どんな支障が出るのかというのもよくわからないしその辺はちょっと気にしてるんで、何か言うこと共有できることあったら。
- 子ども未来創造局保育・幼児教育センター長：　　今いただいたご質問なんですけれども、保育補助のほうは、あくまでも保育士ではないので、基本的に担任を持つということにはございません。ですので、あくまでも保育士のサポートにあたるのが保育補助ということになりますので、保育補助の方は、保育士に今からすることであるとか業務の内容等を聞いてから、その作業に当たるというような形になるかと思います。ただ一方で、今ご意見いただいたように、ここまでの線引きだよというような役割分担等に関しては、各保育施設のほうで、適宜確認を行っていただく必要はあるかと思います。
- 子ども未来創造局担当部長：　　補足なんですけれども、まず今申し上げましたように、きちっと担任を持つたりというところは保育士資格が必ず必要になります。それから、今、やはり全国的に保育士が足りないという状況ですので、国において、保育士にかわる人材としましてこの子育て支援員というものを国のほうで養成して、各保育所に配置するよということが進められているん

ですけれども、この子育て支援員につきましては、はっきりと国の通知などで、例えば朝夕などの子どもさんが少ない時間帯に、必要な保育士と、それからどうしても必要な保育士っていうのは国の最低基準になりますので、どうしても保育士は国の決まり上だったら保育士が1人でいいんだけど1人ではいけないっていう時に、保育士を子育て支援員に変えてもいいというしっかりとした法の位置づけのもとで、子育て支援員は配置することになります。ですので、基本的には子どもさんの少ない時間帯であるとか、小規模保育事業所のA型B型C型といういろんな形態があるんですけども、例えばA型だったら全員保育士でないといけない、B型だったら必要な保育士のうち半数は保育士じゃないといけない、残りは例えば子育て支援員とかでもいいというふうの一つずつ決められておりますので、その法の中でしっかりと、民間園さん等についてもこの基準を守っていただくように周知、指導等を引き続きさせていただきたいと思っております。最後に保育補助者につきましては、昨今、お散歩中の子どもさんの痛ましい事故でありますとか、車の中の置き去り事故ですとか、いろんなことが起きてくる中で、国のほうでさらに子どもさんの安全安心を確保していくということで、予算の措置をして、新たに保育補助というものを最近措置されているものですので、この保育士、子育て支援員、保育補助というところの一つ一つの役割を担える、担っていいものっていうものをしっかりと、職員もですし、当然現場の民間園の園長とか管理者についてもしっかりと認識をして、安心安全な保育をしていきたいというふう考えております。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、よろしいでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第49号を採決いたします。
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは次に、日程第4、議案第50号「箕面市民間保育所等大規模修繕等事業補助金交付要綱制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： 本件は、令和5年4月に、稲保育所を民営化した民間保育園におきまして、老朽化した園舎の大規模修繕等を行う費用に対して、国補助事業を活用して、補助金を交付するため、本要綱の制定をご提案するものです。大規模修繕の内容は、老朽化への対応及びセキュリティ強化、各保育室への床暖房設備や手洗い場の設置、トイレ改修など、園児がより快適に園生活が送れるよう保育環境の改善を図るもので、今年度中に行う工事に対して補助するものです。修繕等に要する費用約2億円に対し、その負

担割合は、事業者が4分の1、国が2分の1、市が4分の1の負担となっております。

- 代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫稔君）：質問じゃないんですけども、保育所を運営しながらのかなりの大規模な修繕行為になるので、まずは子どもの安全をしっかりと確保するというのと、たぶん親御さんもそのことを心配されると思うので、きちっと説明をして、こういうことでこういう作業でこんな感じでやるので、子どもたちも安全に、いい環境に改善をしますということでしっかりと説明するように、それだけお願いします。
- 委員（稲田滋君）：稲保育所が民営化されて、施設も古くなってたんで、こういう補助金を出して施設もきれいにしてもらおうと。子どもたちが快適に過ごせるようにということなんですけど、稲保育所の民営化の時には、いろんなご意見が出てたんですけど、担当者としてやっぱり民営化してよかったなと思うのかどうか教えてください。
- 子ども未来創造局担当部長：今のご質問なんですけれども、新しい法人さんとして今ようやく5か月が過ぎたというところですので、職員も全て入れ替わる中でばたばたやっていますので、今のところですね、市の職員2人も引継ぎで残らせていただいていますけれども、この点がものすごくよかったなというのは、率直に今、何か適切な言葉が出てこないんですけども、ただ、私たちが思いつかなかったような発想でありますとか、今回、アートチャイルドケアさんという全国展開している株式会社さんですけども、そのスケールメリットも生かしまして、やはり保護者さんの負担をなくして、ICTの導入等で、非常に保護者さんの利便性が図られていたりとかですね、公立では今まだちょっと取り組めていないようなところも取り組んでいただいたりというところで、やはり民営化させていただいたメリットはあるんじゃないかなと。保護者さんからも実際に喜んでいただいているお声も聞いておりますので、今のところちょっとばたばたもしております、残念ながらいいところばかりではなくて、適時、入らせていただいたりご相談させていただいてるところもありますけれども、メリットとしては実感しております。
- 代表教育委員（山元行博君）：他、よろしいでしょうか。
- 代表教育委員（山元行博君）：それでは、議案第50号を採決いたします。
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 代表教育委員（山元行博君）：それでは次に、日程第5、議案第51号「箕面市通学区域審議会委員任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、

提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、箕面市通学区域審議会条例第4条第1項の規定に基づき、箕面市通学区域審議会委員を任命しようとするものです。同審議会委員の候補者は、箕面市立の小学校及び中学校の教職員から2名、学識経験を有する者から3名、市内関係団体の代表者から9名を任命しようとするものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第51号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは次に、日程第6、議案第52号「箕面市通学区域審議会への諮問の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、箕面市通学区域審議会条例第2条の規定に基づき、箕面市通学区域審議会に対し、諮問しようとするものです。諮問事項は、1点目として、船場新設校が施設一体型小中一貫校となった場合の通学区域の設定について、2点目として、交通環境や地域生活など学校を取り巻く外部環境の変化及び過去に課題とされた地域の現状の確認について、それぞれ諮問しようとするものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第52号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは次に、日程第7、議案第53号「箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会委員任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局児童生徒指導室長に求めます。

○子ども未来創造局児童生徒指導室長： 本件は、箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会を設置し、新たに委員を任命する必要性が生じたため、箕面市いじめ問題対策連絡協議会等条例第11条の規定に基づき提案するものでございます。氏名、選出区分、任期等を記載しております。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第53号を採決いたします。

本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

- 代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 代表教育委員(山元行博君) : それでは次に、日程第8、議案第54号「箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会への諮問の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局児童生徒指導室長に求めます。
- 子ども未来創造局児童生徒指導室長 : 本件は、いじめ重大事態について、事実関係の調査審議に基づく対処方針の答申を得るため、箕面市いじめ問題対策連絡協議会条例第10条の規定に基づき提案するものであります。諮問事項として、令和3年度に発生した箕面市内の小学校の支援学級に在籍する児童における事案について、申立てのあったいじめの全容解明及び再発防止に関する事項になります。事実関係の調査、それから対応上の問題点、再発防止に関する提言、保護者、加害生徒及びその保護者に対して説明を行うこと。以上となります。
- 代表教育委員(山元行博君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員(稲田滋君) : この事件の概要を見せていただきますと、令和3年11月に、市内の小学校でいじめ事案を認知して、同じ令和3年12月に、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態について、重大事態だということで報告が行われて、令和4年3月に調査対応結果報告が教育委員会に対して行われたというような経過ですね。それで、そのあとまた1年後の令和5年3月に、保護者から第三者委員会設置について要望があったと。令和4年の3月に調査対応結果報告が行われた1年後あるいは令和5年3月に、第三者委員会設置の要望が出されたんですけど、その間はどのような動きがあったんですか。
- 子ども未来創造局児童生徒指導室長 : この重大事態の結果の報告後に関しましても、保護者の方と学校のほうではいろいろとやりとりもあったり、いろいろな要望が保護者のほうからもあり、教育委員会、学校が対応してきましたが、卒業前の1年後に、今回の要望書を出されたという原因になっております。
- 委員(稲田滋君) : 令和4年3月に調査対応結果報告が出された後も、学校なり教育委員会なりが、いろいろ保護者対応なり何なりをずっと1年間してきた。その結果として令和5年3月に、第三者委員会設置の要望をされた。教育委員会と学校と話しても、もうこれ以上どうにもならないから、第三者委員会の設置を要望されたというようなことなんですかね。
- 子ども未来創造局児童生徒指導室長 : おっしゃるとおりです。
- 代表教育委員(山元行博君) : 他、よろしいでしょうか。
- 代表教育委員(山元行博君) : それでは、議案第54号を採決いたします。
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員(山元行博君) : 次に、日程第9、報告第74号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長 : 本件は、人事発令を行う必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

○代表教育委員(山元行博君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員(山元行博君) : それでは、報告第74号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員(山元行博君) : 次に、日程第10、報告第75号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長 : 本件は、去る令和5年8月24日に開催されました令和5年第8回箕面市教育委員会定例会会議録及び令和5年8月31日に開催されました令和5年第2回箕面市教育委員会臨時会会議録を作成しましたので、箕面市教育委員会会議規則第5条の規定により、提案するものです。

○代表教育委員(山元行博君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員(山元行博君) : それでは、報告第75号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員(山元行博君) : 各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等ありますでしょうか。

○代表教育委員(山元行博君) : 事務局から「その他、教育行政に係る報告」について申出を受けますが、いかがですか。

○代表教育委員(山元行博君) : それでは次に、日程第11、議案第55号「箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会への諮問の件」を議題といたします。冒頭で決定されましたとおり、非公開といたしますので、当該案件に関係する事務局職員以外の事務局職員は退席してください。

(傍聴者及び当該案件に係る事務局以外の事務局職員の退席)
(議案第55号、議案第56号、議案第57号及び報告第76号に係る審議)

- 代表教育委員(山元行博君) : 以上をもちまして、本日の会議は全て終了し、付議された案件、議案9件、報告3件は、全て議了いたしました。教育長にお返しします。
- 教育長(藤迫稔君) : ありがとうございました。これもちまして、令和5年第9回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

(午後1時51分閉会)

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

教育長 (本人自署)

委員 (本人自署)